

## 一般社団法人南丹市美山観光まちづくり協会 会員規約

一般社団法人南丹市美山観光まちづくり協会（以下、「当法人」という）は、会員規約を以下のとおり定める。

（目的）

第1条 当法人は、南丹市美山町における観光によるまちづくりを推進することを目的とし、その目的に資するための事業を行う。

（運営年度）

第2条 当法人の運営年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

（種別）

第3条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員（以下「会員」という。）とする。

なお、ここでの「法人」は、以下のものを指す。

- ①法律上権利・義務の主体たる資格が与えられた各種企業・団体（株式会社やNPO法人など）
- ②個人商店等法人登記を行っていないが美山町内で事業を行っている者
- ③共通の目的を持つ人が集って構成された集団（各種組合や活動団体など）

（1）正会員

- ①法人会員 南丹市美山町内に本店所在地を有する法人。
- ②個人会員 前号以外の南丹市美山町に居住地または勤務地をもつ個人。

（2）賛助会員

- ①法人会員 当法人の総会での議決権を有さない法人。
- ②個人会員 前号以外の個人

（入会）

第4条 会員となるには、正会員1名以上の推薦を必要とし、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（会員の入会承認の手続き）

第5条 入会申込者が、次の各号の一に該当する場合には、入会の承認をしない場合がある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 入会希望者の事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき。
- (4) その他、会員とすることを不適当と判断した場合。

#### (会費)

第6条 会員は、年会費を当法人に納入するものとする。当法人は理由の如何を問わず、納入された会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。

##### (1) 正会員

①法人、事業所及び団体会員：1口1万円/年とし、1口以上

②個人会員：1口2千円/年とし、1口以上

##### (2) 賛助会員

①法人、事業所及び団体会員：1口1万円/年とし、1口以上

②個人会員：1口2千円/年とし、1口以上

とし、会費は、初年度は入会申し込み時に支払うこととし、次年度以降は当法人発行の請求書による一括払いとする。

#### (会員資格および有効期間)

#### 第8条

1. 会員資格の有効期間は、4月1日～翌3月31日までの1年間とする。ただし、入会年度については入会承認日から起算し、年度末までとする。

2. 前項に定める有効期間は、会員または当法人から満了日1ヶ月前までに申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員および賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総会員の同意があったとき。

2. 除名された会員が支払った会費は返還しないものとする。

#### (脱退)

第10条 会員および賛助会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第11条 当法人の会員および賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第 15 条 当法人は、正会員および賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(その他)

第 16 条 会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、総会で決定する。

附 則

この規約は 2018 年 2 月 28 日より施行する。

この規約は 2023 年 4 月 1 日から遡及し適用する。